

回 覧

令和 8 年 7 月 吉日

町内会会員の皆様へ

道下団地町内会
衛生部長・会長

ごみ集積所の残地ごみ処理について

平素は、当町内会の活動および環境維持にご理解とご協力をいただき、
厚く御礼申し上げます。

さて、5 月連休明けから放置してあった収集不可物品（断熱材）、粗大ご
み等の処分を下記により実施しました、本来であれば処理費用発生のため、
会員の皆様方の意見等聞きながら実施すべきところ夏本番を迎えるにあ
たり、腐敗物があったため衛生上の問題解決を優先し役員の同意を得て実
施することとしました。会員の皆様方のご理解をお願い申し上げます。

記

1. 実施場所：白樺東児童遊び場前ごみ集積所
2. 実施日時：令和 8 年 7 月 3 日（金）午前 10 時 30 分～
3. 実施業者：株式会社こんの 福島営業所
4. 選定理由：飯坂支所へごみ処分業者の相談し、福島市発行の家庭用保
存版（クリーンガイドブック）ごみの分別と出し方の手引きに記載してあ
った業者を紹介されたため
5. 処分費用：5 4, 9 4 5 円（税込）
6. その他

(1) 処分当日は、6月29日、7月1日、7月2日ごみ収集日に集積できないごみが有りましたが追加料金無しで処分していただきました。

(2) 白樺東児童遊び場前のごみ集積所は、平塚町内会の一部の方も使用しているため平塚町内会長へごみ分別の再周知協力依頼を実施(令和8年7月6日(月))【別紙1参照】

(3) 参考として、処分前写真・見積書・処分後写真を添付します。

(4) 福島市発行の家庭用保存版(令和8年3月)クリーンガイドブックごみの分別と出し方の手引きのお持ちでない会員は飯坂支所(各支所)にいただいてください。

(5) 産業廃棄物(断熱材)は、一般ごみとしては収集しないごみとなっています(専門業者が処理)。そこで産業廃棄物残地で迷惑なっている旨を福島北警察署生活安全課鈴木様(令和8年7月6日(月))へ相談しに行き、受理していただきました。その中で、有効施策として、防犯カメラ設置が良いとの指導うけました。提出資料は【別紙2参照】

ごみ出し基本ルール（守るべき5つのルール）

1. 収集日の朝8時30分までに出す
2. お住まいの地区の決められた集積所に出す
3. 透明・半透明（中身が見える）の45L以内の袋で出す
4. 必ず分別し、排出日・排出方法を守って出す
5. 事業活動に伴って出るごみは集積所にだせません

※上記は、福島市発行のクリーンガイドブック（ごみの分別と出し方の手引き）を引用しました （福島市各支所で無料で配付）